

田村市 下水道事業経営戦略

令和3年度～令和 12 年度

令和 3 年（2021 年）3 月
田村市上下水道局上下水道課

目 次

1. 事業概要	1
(1) 事業の現況	1
① 施設	1
② 使用料	3
③ 組織	3
(2) 民間活力の活用等	5
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析	6
【経営の効率性】	6
① 収益的収支比率	6
② 污水处理原価	7
【経営の健全性】	8
① 企業債残高対事業規模比率	8
② 経費回収比率	9
③ 流動比率	9
【施設の効率性】	10
① 水洗化率	10
【施設・管渠の老朽化状況】	11
① 有形固定資産減価償却率	11
② 公共下水道事業について	11
2. 将来の事業環境	12
(1) 行政区域内人口の予測	12
(2) 有収水量の予測	12
(3) 使用料収入の見通し	13
(4) 施設の見通し	13
(5) 組織の見通し	14
3. 経営の基本方針	15
4. 投資・財政計画（収支計画）	16
(1) 投資・財政計画（収支計画）	16
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	16
① 収支計画のうち投資についての説明	16
② 収支計画のうち財源についての説明	16
③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明	17
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	18
① 今後の投資についての考え方・検討状況	18
② 今後の財源についての考え方・検討状況	18
③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況	18
5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	19
(別添)投資・財政計画	20
(別添)令和元年度経営比較分析表	22

田村市

下水道事業経営戦略

団 体 名：福島県 田村市

事 業 名：下水道事業会計（公共下水道事業）

策 定 日：令和3年3月

計 画 期 間：令和3年度～令和12年度

本経営戦略は、平成26年8月の総務省通知『公営企業の経営に当たっての留意事項について』及び平成28年1月の総務省通知『「経営戦略」の策定推進について』において要請のあった中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定に適正に取り組み、計画的かつ合理的な経営を行うことにより収支の改善等を通じた経営基盤の強化等を図り、田村市総合計画に基づく下水道事に係る諸施策を経営面から位置づけするために策定するものです。

1. 事業概要

（1）事業の現況

① 施設

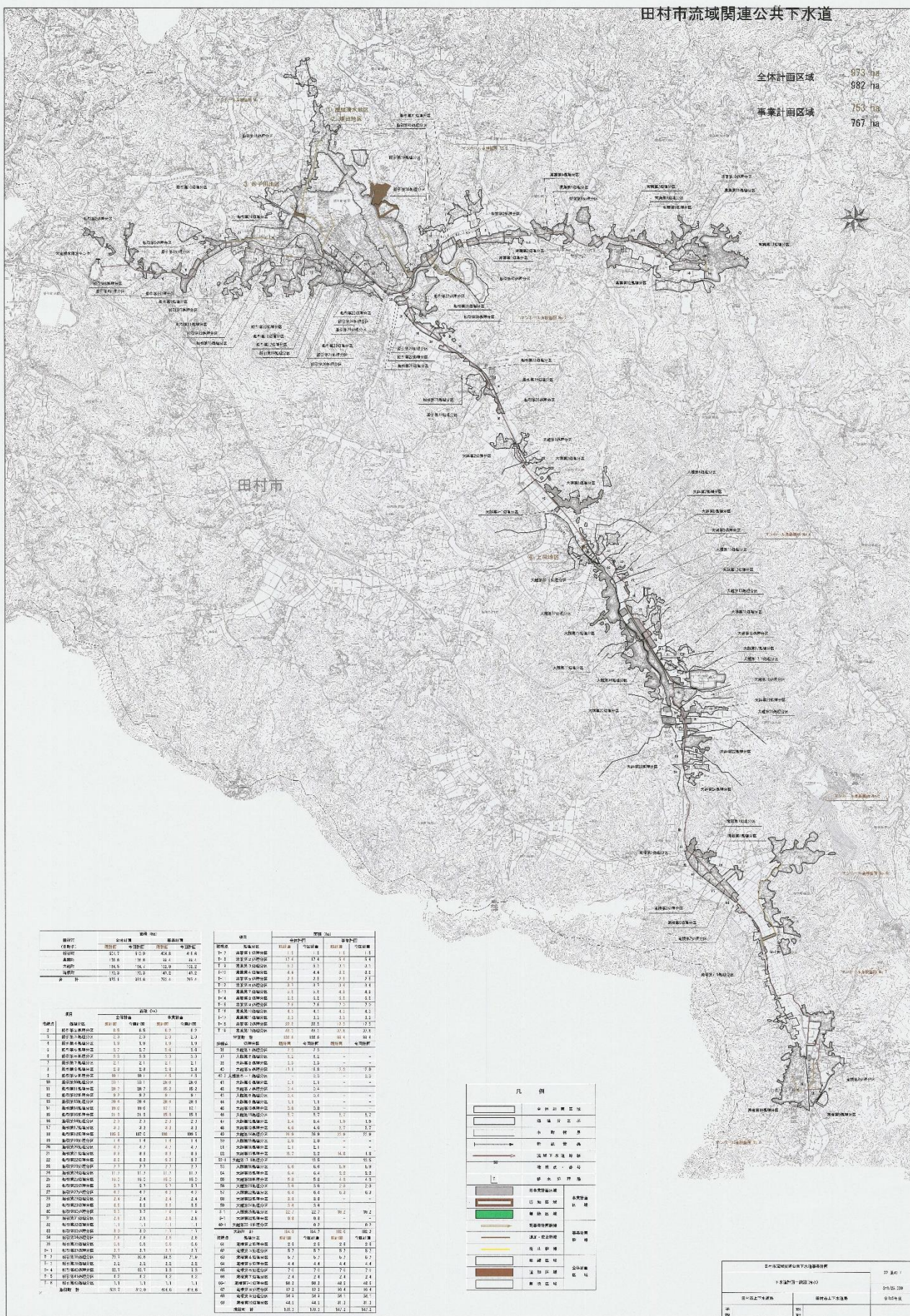
事業	公共下水道事業
供用開始年度 （供用開始年月日） （供用開始後年数）	平成16年度 （平成16年4月1日） （16年）
法適（全部適用・一部適用）非適の区分	法適用（全部適用）
処理区域内人口密度 （処理区域人口/処理区域面積）	20.2人/ha （11,965人/591ha）
流域下水道等への接続の有無	有
処理区数	1処理区 （田村処理区）
排除方式	阿武隈川上流流域下水道「田村処理区」 （旧大滝根川流域下水道）
広域化・共同化・最適化実施状況*1	策定時点においては実施していません。

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設（定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む）、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備（総務副大臣通知）、事務の一部を共同して管理・執行する場合（料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等）を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること（処理区の統廃合を含む。）、③施設の統廃合（処理区の統廃合を伴わない。）を指す。

【田村市処理区域】 計画一般図



② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	・ 定額制の基本使用料に従量・累進制の超過使用料を加える使用料体系 使用月の汚水量に応じ、基本使用料 2,090 円（使用した日数が 15 日以内である場合かつ使用汚水量が 5 m³以下の場合にあっては、1,045 円）に超過使用料を加えた額を、使用料として徴収します。 超過使用料の額は 1 m³当たり、 10 m³を超え 20 m³までは 209 円、 20 m³を超え 50 m³までは 220 円、 50 m³を超え 100 m³までは 231 円、 100 m³を超える部分は 242 円とする。
業務用使用料体系の概要・考え方	一般家庭用使用料体系に同じ
その他の使用料体系の概要・考え方	「水道水以外の水」のみを使用している場合、世帯使用人数により算定します。世帯 1 人あたり 6 m³を汚水量とみなし、算出したみなし汚水量を上記「一般家庭用使用料体系」に当てはめ算出した額を使用料とします。 「水道水以外の水」と「水道水」を併用している場合は、「水道水以外の水」のみを使用している場合により算出したみなし汚水量から「水道水」の使用水量を差引いた水量を「水道水以外の水」の使用水量とします。当該使用水量と「水道水」の使用水量の合計を当該月の汚水量とみなし、上記の一般家庭用使用料体系に当てはめ算出した額を使用料とします。 但し、「水道水以外の水」の使用水量より、「水道水」の使用水量が上回った場合は「水道水」の使用水量をもって当該月の汚水量とみなし、上記の一般家庭用使用料体系に当てはめ算出した額を使用料とします。
条例上の使用料*2 （20 m ³ あたり） ※過去 3 年度分を記載	平成 30 年度 4,102 円 令和元年度 4,102 円 令和元年度 10 月以降 4,180 円（消費税増税による改定） 令和 2 年度 4,180 円
実質的な使用料*3 （20 m ³ あたり） ※過去 3 年度分を記載	平成 29 年度 4,624 円 平成 30 年度 4,189 円 令和元年度 4,323 円

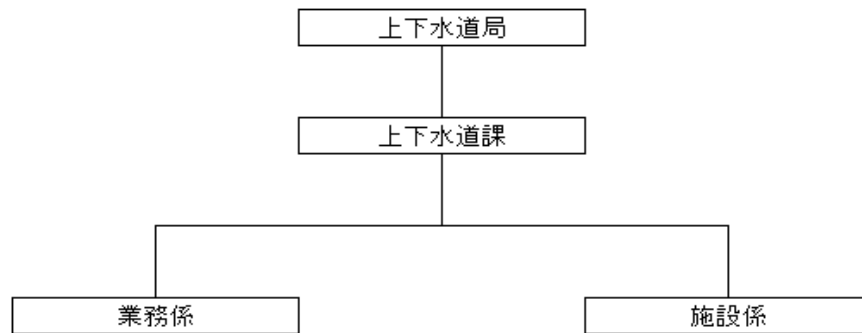
*2 条例上の使用料とは、一般家庭における 20 m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に 20 m³を乗じたもの

③ 組織

職員数	上下水道課 14 名　うち下水道担当　4 名（局長は建設部長兼務）
事業運営組織	平成 31 年 4 月からの水道事業所及び建設部下水道課統合により、職員数 20 名から 7 名削減（局長除く） 統合とともに企業会計へ移行

組織図



係名	職員数	業務役割
業務係	4 名	下水道事業等の使用料及び事務に関すること。 下水道受益者負担金に関すること。 公共下水道の普及促進に関すること。 下水道会計経理・決算に関すること。
施設係	8 名	排水設備工事及び指定工事店に関すること。 下水道施設の維持管理に関すること。 下水道事業の計画及び施設整備に関すること。

(2) 民間活力の活用等

事業		公共下水道事業
民間活用 の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	策定時点においては実施していません。
	イ 指定管理者制度	策定時点においては実施していません。
	ウ PPP・PFI	策定時点においては実施していません。
資産活用 の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	策定時点においては実施していません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	策定時点においては実施していません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

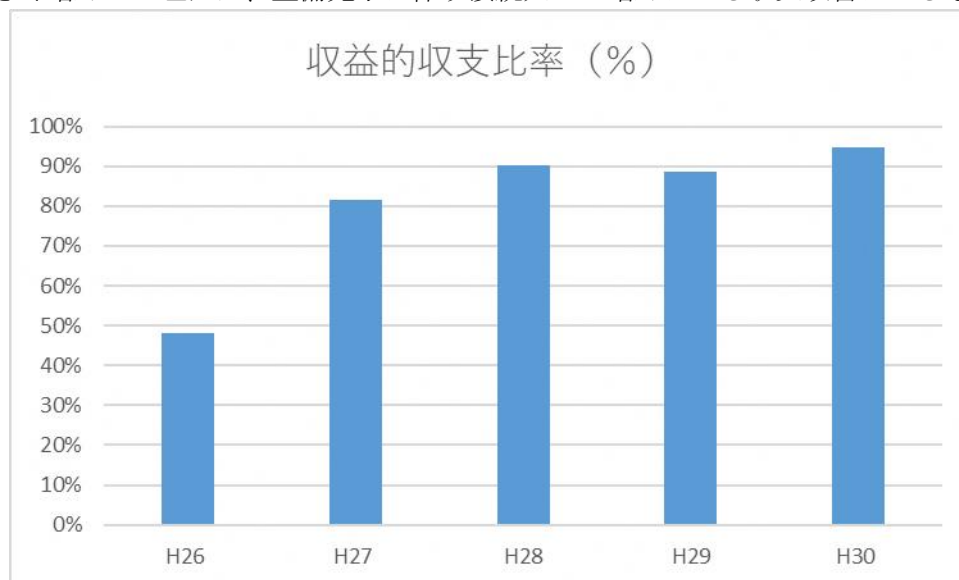
【経営の効率性】

① 収益的収支比率

収益的収支比率は、使用料収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標です。100%以上であれば単年度の収支が黒字であることを表すため、高ければ高いほどよい指標です。

なお、法適用後における収益的収支比率は、使用料収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用をどの程度賄えているかを表す指標で、法適用前の算式とは一部異なります。

当市では、100%を下回っておりますが、若干の改善状況にあります。平成27年度に大きく増加した理由は、整備完了に伴う接続人口の増加による収支改善によるものです。



収益的収支比率は、地方公営企業法非適用団体に対する分析指標であり、地方公営企業法適用団体は、類似の分析指標として経常収支比率を用いて分析します。経常収支比率は使用料収入や一般会計からの繰入金等の経常収益で、経常費用をどの程度賄えているかを表す指標です。

当市下水道事業は、平成31年4月1日に国からの要請期限である令和2年4月1日より1年前倒しで地方公営企業法を適用しており、平成31年度の分析指標は経常収支比率が採用されています。

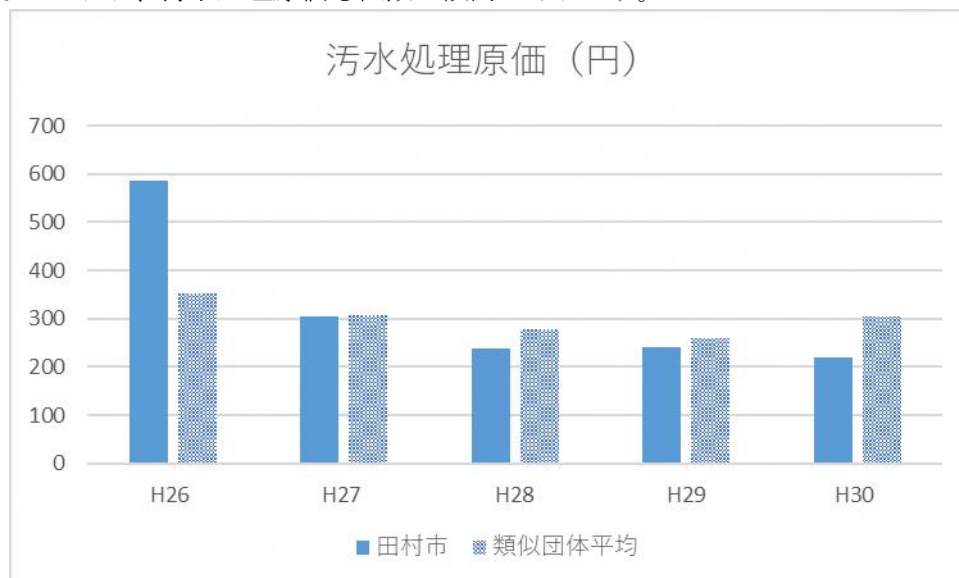
経常収支比率は以下のとおり、101.16%と100%を上回っています。一方で類似団体平均、全国平均を大きく下回っています。なお、類似団体及び全国平均は地方公営企業法を先行的に適用した団体で構成されており、比較的都市部の収益構造の良い団体が多い傾向にあります。それらの団体との比較においては数値としては下回るものの、来年度以降は、要請期限である令和2年4月1日に法適用した団体も比較対象に含まれてくるため、類似団体及び全国平均は低下することが考えられます。

令和元年度	経常収支比率 (%)
田村市下水道事業	101.16%
類似団体平均	109.21%
全国平均	108.07%

② 汚水処理原価

汚水処理原価は、有収水量 1 m³あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表す指標です。汚水資本費は企業債償還元金及び利息です。

当市では、汚水処理原価は減少傾向です。平成 26 年度に接続人口の増加に伴う有収水量の増加によって単位当たり原価が大きく減少し、それ以後も接続人口の増加は微増となっており、汚水処理原価も低減の傾向にあります。



汚水処理原価は、地方公営企業法適用前後において集計される対象の原価が異なります。汚水原価のうち汚水資本費は法適用前において企業債償還元金を集計しますが、法適用後では減価償却費－長期前受金戻入により算出した額を集計します。

そのため、一般的には企業債償還元金より減価償却費－長期前受金戻入のほうが小さいため、汚水原価も小さくなる傾向にあります。

令和元年度の汚水処理原価は以下の通りです。

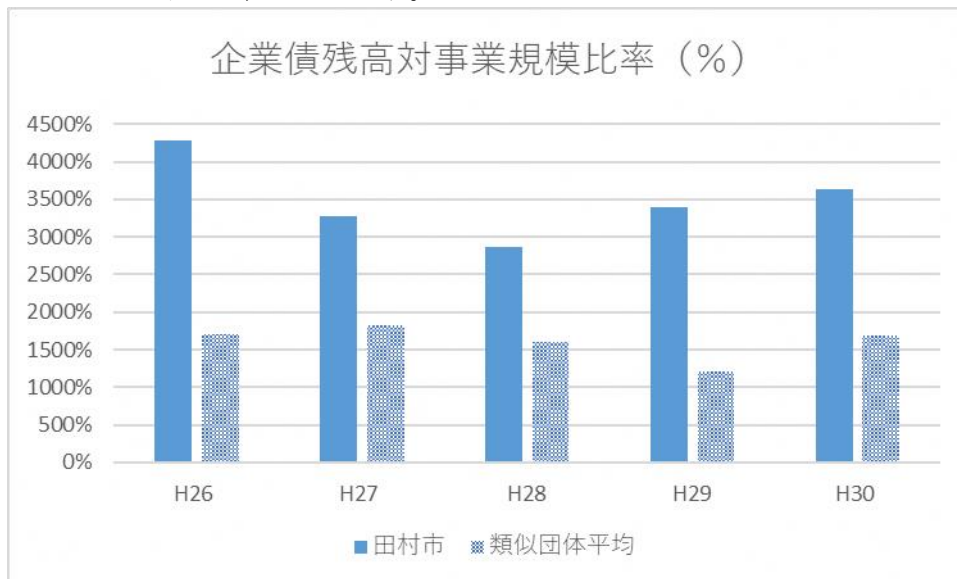
令和元年度	汚水処理原価（円）
田村市下水道事業	216.13 円
類似団体平均	230.95 円
全国平均	136.15 円

【経営の健全性】

① 企業債残高対事業規模比率

企業債残高対事業規模比率は、使用料収入に対する企業債残高（一般会計等負担額を除く）の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。

平成 28 年度までは指標は低下傾向ですが、平成 29 年度及び平成 30 年度は起債事業の実施により比率は悪化しています。



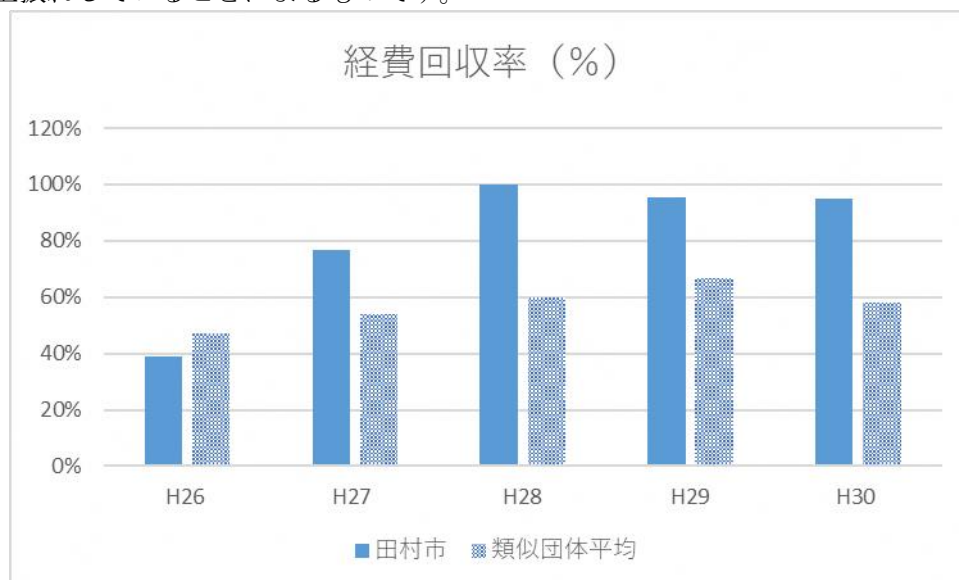
企業債残高対事業規模比率は、地方公営企業法適用前後において算出式は変わりません。平成 31 年度の企業債残高対事業規模比率は以下の通りです。

平成 31 年度	企業債残高対事業規模比率（％）
田村市下水道事業	3,312.93%
類似団体平均	1,130.42%
全国平均	682.51%

② 経費回収比率

経費回収率は、使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標です。当指標は、使用料で回収すべき経費をすべて使用料で賄えている状況を示しており、100%以上であることが必要です。

平成 28 年以降は 100%に近い数値となっており、類似団体平均を上回っています。これは使用料で回収すべき経費が、公費負担部分である分流式下水道等に要する経費控除後の数値により算出されることによる影響を受けており、繰入金等の財源により指標が上振れしていることによるものです。



経費回収率は、地方公営企業法適用前後において算出式は変わりませんが、対象となる原価は污水处理原価であるため、法適用前後により集計対象が異なります。一般的に污水处理原価は法適用後に小さくなることから、経費回収率も上昇する傾向にあります。

令和元年度の経費回収率は以下の通りです。

平成 31 年度	経費回収率 (%)
田村市下水道事業	100.00%
類似団体平均	74.17%
全国平均	100.34%

③ 流動比率

流動比率は、短期的な債務（1 年内償還予定企業債や短期の未払金）に対する支払能力を示す指標です。

流動比率は、1 年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示しており、100%以上であることが必要であるとされています。

しかし、規模の比較的小さな事業では、1 年内償還予定企業債の償還はその償還時期である 9 月や翌 3 月の直前に財源確保するのが通常であるため、期末日時点ではその財源は不足しています。従って、その場合には 100%を下回ることもあります。

なお、平成 30 年度までは、地方公営企業法を適用していないため、当該数値はありません。

令和元年度の流動比率は以下の通りです。

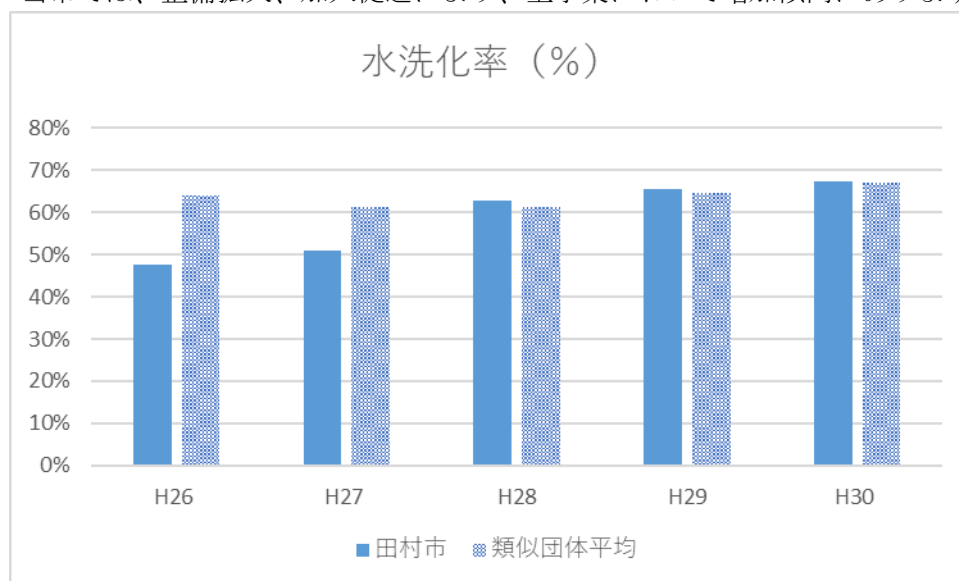
令和元年度	流動比率 (%)
田村市下水道事業	30.77%
類似団体平均	57.26%
全国平均	69.54%

【施設の効率性】

① 水洗化率

これは、現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。当指標は、公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から 100%となっていることが望ましいです。

当市では、整備拡大、加入促進により、全事業において増加傾向にあります。



なお、法適用の前後において水洗化率の算定式に変化はありません。

令和元年度の水洗化率は以下の通りです。

令和元年度	水洗化率（％）
田村市下水道事業	68.84%
類似団体平均	83.16%
全国平均	95.35%

【施設・管渠の老朽化状況】

① 有形固定資産減価償却率

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示しています。

当該指標は地方公営企業法適用直後は、減価償却累計額が0からスタートするため老朽化の状況を正しく示すことはできません。今後減価償却が進んでいくことで実際の老朽化状況と整合していくことになります。

なお、平成30年以前は法適用前であり、当該指標はありません。

令和元年度の有形固定資産減価償却率は以下の通りです。

令和元年度	有形固定資産減価償却率（％）
田村市下水道事業	2.36％
類似団体平均	24.10％
全国平均	38.57％

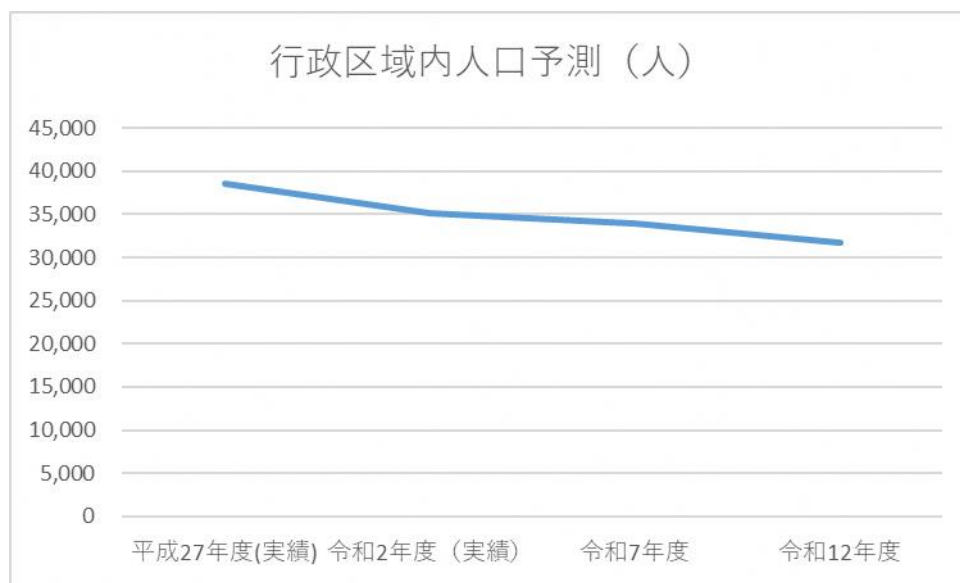
② 公共下水道事業について

平成16年度から供用開始であり日が浅いため、法定耐用年数（50年）を超えている管渠はなく、現状で老朽化対策は行っておりません。

今後は、持続可能な下水道事業のため「田村市下水道ストックマネジメント計画」に基づき下水道設備の計画的かつ効率的な管理を実施いたします。

2. 将来の事業環境

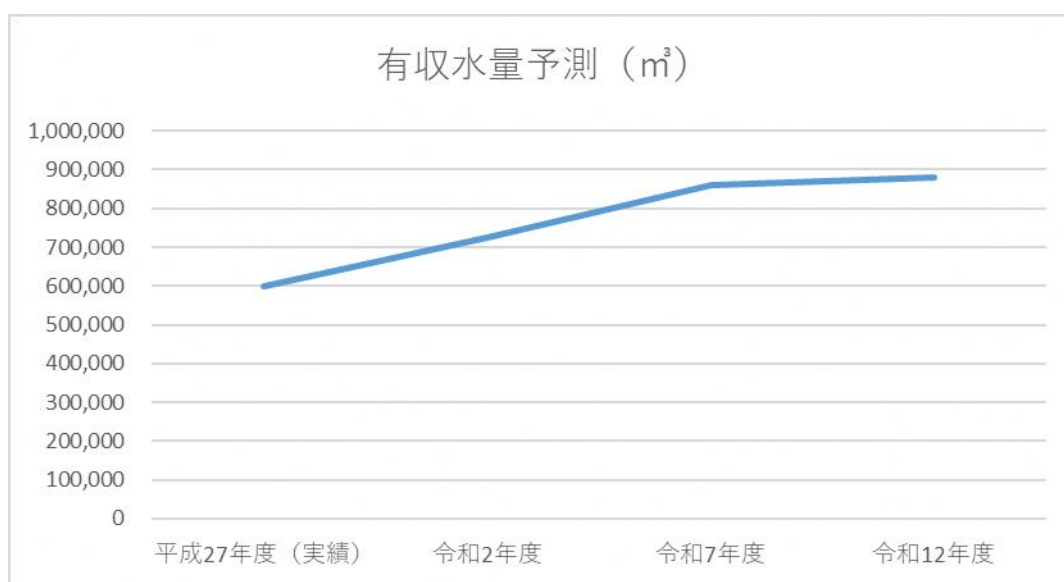
(1) 行政区域内人口の予測



(令和2年度は令和3年1月1日実績)

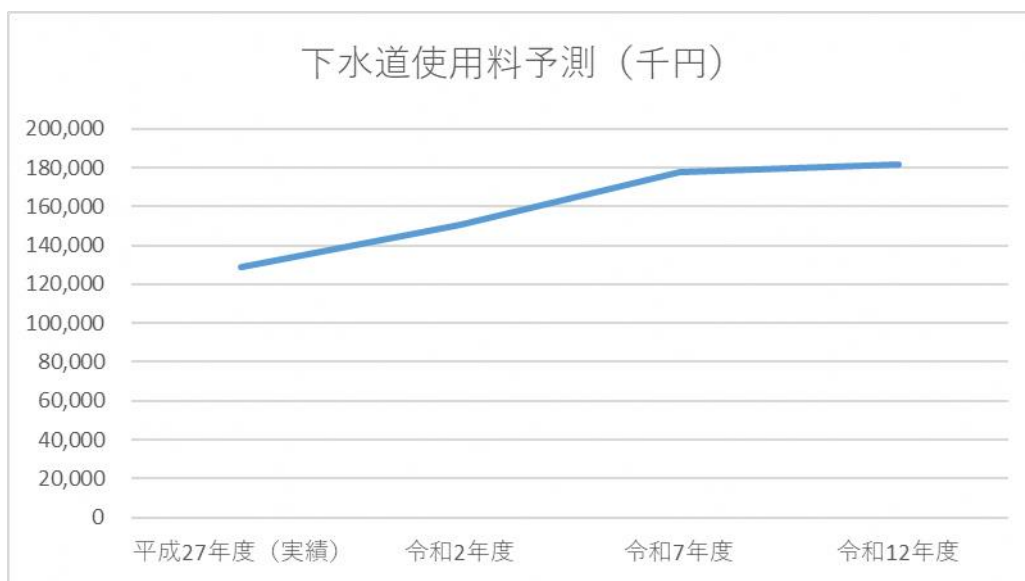
行政区域内人口予測の推計は、国立社会保障・人口問題研究所の予測を基礎としています。これによると、計画期間を通じて人口は減少し、計画期間後半である令和7年以降、より減少度合いを増していくことが予測されています。

(2) 有収水量の予測



人口は年々減少しているものの、未普及区域への管渠整備が進み、接続人口増加による有収水量の増加が見込まれるほか、令和3年度より農業集落排水事業の公共下水道事業への接続統合及び令和4年度より公共下水道事業のし尿受入に伴う有収水量の増加が見込まれます。これにより計画期間を通じて有収水量は増加する見込みです。

(3) 使用料収入の見通し



有収水量が増加見込みであることから、下水道使用料についても同様に増加する見込みとなっています。なお、予測値は消費税抜きであり、下水道使用料の改定を見込んでいません。

(4) 施設の見通し

当市は、ストックマネジメント計画を策定し、費用対効果を見極めながら、下水道施設の計画的かつ効率的な管理を実施してきました。今後はさらなる人口減少が見込まれるため、今後の更新費用や維持管理費用を鑑みて、需要に見合うような施設の最適化も視野に入れる必要があります。

事業		年度	事業の内容	事業費 (千円)
公共下水道事業	建設費	令和3年度	- 整備延長 L=100m - マンホールポンプ（MP）設置工事 - 公共ます取付管設置工事 - 国道288号マンホール点検業務 - 上大越第3MP オーバーホール更新業務 - 東部台四丁目 MP オーバーホール更新業務	82,250
		令和4年度	- 整備延長 L=100m - 公共ます取付管設置工事 - 主要県道マンホール点検業務 - 安久津 MP オーバーホール更新業務 - 関場 MP オーバーホール更新業務	40,000
		令和5年度	- 整備延長 L=100m - 公共ます取付管設置工事 - 国道349号マンホール点検業務 - 梵天川 MP オーバーホール更新業務 - 遠表 MP オーバーホール更新業務	40,000
		令和6年度	- 整備延長 L=100m - 公共ます取付管設置工事 - マンホール腐食個所調査業務 - 船引地区マンホール点検業務 - 東部台三丁目 MP オーバーホール更新業務	40,000

事業		年度	事業の内容	事業費 (千円)
			・ 東部台五丁目 MP オーバーホール更新業務	
		令和 7 年度	・ 整備延長 L=100m ・ 公共ます取付管設置工事 ・ 最重要汚水幹線調査、点検業務 ・ 樋ノ口 MP オーバーホール更新業務 ・ 元池 MP オーバーホール更新業務	40,000
	維持費	令和 3 年度	・ MP 維持管理費用 ・ 管路修繕費用	5,266
		令和 4 年度	・ MP 維持管理費用 ・ 管路修繕費用	5,266
		令和 5 年度	・ MP 維持管理費用 ・ 管路修繕費用	5,266
		令和 6 年度	・ MP 維持管理費用 ・ 管路修繕費用	5,266
		令和 7 年度	・ MP 維持管理費用 ・ 管路修繕費用	5,266

(5) 組織の見通し

今後の職員数及び組織体制は、大きな変更は見込んでいません。職員が代わってもノウハウの継承が行えるよう業務の見える化や共有、研修の充実などを図って参ります。

3. 経営の基本方針

本市の公共下水道事業は「田村市流域関連公共下水道事業計画」に基づき経営を実施しています。

◇管渠整備計画

本市の公共下水道事業は、全体計画 981.6ha に占める整備率が 60.2%（令和元年度末時点）となっており、計画では令和 9 年度事業完了予定となっています。しかし、人口減少や整備コストなどを勘案し、現状で管渠の延伸を行う予定は無いため、計画の見直しを実施していきます。

なお、平成 16 年度の供用開始から日が浅いため、計画期間中における管渠の老朽化対策についてはまだ予定していません。

◇公共下水道事業と農業集落排水事業の統合

令和 3 年 4 月 1 日に公共下水道事業と農業集落排水事業の統合を予定しており、管渠の接続等、統合に向けた手続を計画的に実施します。

◇経営の効率化及び健全化

使用料収入においては、農業集落排水事業との統合に伴う使用者の増加や、令和 3 年度完成予定のし尿投入処理施設の接続により、一定の収入増加が見込めるものの、市全体において人口減少が進んでおり、これに伴う将来的な料金収入の減少が懸念される状況です。

また、水洗化率が 68.8%（令和元年度末時点）と低い水準にあることから、使用料収入だけでは財源を確保することができず、地方債（企業債）及び一般会計からの出資金に依存している状況にあります。

このように経営環境が厳しさを増す中で、公共下水道事業が担うサービスの提供を安定的に継続していくため、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、毎年度進捗管理を行いながら必要に応じて見直しを行い、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組んでまいります。

4. 投資・財政計画（収支計画）

（1）投資・財政計画（収支計画）

別紙「投資・財政計画一覧」のとおりです。

（2）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

◇投資の目標に関する事項

本市の公共下水道事業は「田村市流域関連公共下水道事業計画」に基づき管渠整備を行ってきましたが、現状で管渠延伸予定は無く計画も見直し予定であるため、今後の管渠整備は必要な未普及区域を見極めながら投資を実施する予定です。また、本市の公共下水道が接続している阿武隈川上流流域下水道「田村処理区」については、福島県に対し、県が策定した長寿命化計画に基づく委託費及び施設更新費を負担してまいります。

◇管渠の建設に関する事項

管渠整備事業については、令和3年度以降延伸の予定はなく、「田村市流域関連公共下水道事業計画」も見直しを行う予定です。今後は、「田村市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、管渠施設等の点検・調査・改修等を実施して行く予定です。

◇広域化・共同化・最適化に関する事項

令和2年7月、福島県市町村財政課及び関係市町村による第1回水道事業の基盤強化・広域連携に関する検討会（県中方部）が開催されました。今後本格化する人口減少社会では、既存施設の活用等において市町村界を越えた複数の地方公共団体間における広域化・共同化を図っていくことが期待されており、今後も執行体制の確保や経営改善により良好な事業運営を継続するための取り組みの一つとして検討を重ねていきます。

◇投資の平準化に関する事項

既存の管渠、マンホールポンプ、マンホールの蓋等の更新工事については、「田村市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、投資の平準化を進めてまいります。

なお、計画期間中にマンホールの蓋に関して耐用年数の到来する資産が発生するため、耐用年数の到来する令和5年度までにマンホールの蓋の調査を実施し、調査結果をもとに更新工事の優先順位を付け、優先順位の高い資産から令和6年度以降に更新工事を実施する予定です。

◇防災・安全対策に関する事項

下水道施設は市民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持または早期回復することが必要不可欠であることを踏まえ、平成27年3月に田村市下水道業務継続計画（下水道BCP）を策定しました。

② 収支計画のうち財源についての説明

◇財源の目標に関する事項

収益的収入については、主に使用料と他会計負担金、長期前受金戻入によって構成されています。使用料に関しては、農業集落排水事業との統合に伴う処理人口の増加、し尿投入処理施設の接続による収入増加を見込んでいます。なお、使用料体系に関しては、将来において使用料水準改定の余地はあるものの、既に全国的に高水準な使用料となっていることもあり、当面の間は現状の使用料水準を維持する予定です。

他会計負担金に関しては、主に分流式下水道等に要する経費及び高資本対策に要する経費に対する繰入となっています。

資本金的収入については、主に建設改良に係る国県補助金、企業債の借入及び他会計出資金によって構成されています。建設改良費総額のうち、国県補助金及び企業債の借入を財源とする部分を過去実績により見込み、残額を他会計出資金による収入として見込んでいます。

◇使用料収入の見通しに関する事項

農業集落排水事業との統合による処理人口の増加及びし尿投入処理施設の接続、水洗化率の向上による収入増加を見込み、使用料収入を計上しています。

◇企業債に関する事項

企業債の新規借入については、本市公共下水道事業の管渠等整備工事及び流域下水道建設費負担金のうち、補助金及び受益者負担金で充当できない金額を計上しています。

◇繰入金に関する事項

基準内繰入を基本としますが、主に企業債の償還元金に充てられる基準外繰り入れは、新規の借入を原則として償還額の範囲内とすることで圧縮を図ります。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

◇職員給与費に関する事項

職員給与費については一般職 3 名、技術職 1 名の合計 4 名分の職員給与費を見込んでいます。なお、人員単価については、過去の実績をもとに算出しています。

◇動力費及び材料費に関する事項

令和 3 年度以降は管渠の新規延伸予定はないことから、過去の実績をもとに算出し、物価の変動については消費者物価の前年比上昇率を 1%として計上しています。

◇修繕費に関する事項

過去の実績をもとに算出し、物価の変動については消費者物価の前年比上昇率を 1%として計上しています。

◇委託費に関する事項

現時点で委託を行っている業務については、継続的に委託することを見込んでいます。そのほか、「田村市下水道ストックマネジメント計画」に基づく、点検・調査に要する経費を計上しています。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	今後本格化する人口減少社会では既存施設の活用等において、行政界を越えた複数の地方公共団体間における広域化・共同化を図っていくことが期待されており、今後も執行体制の確保や経営改善により良好な事業運営を継続するための取り組みの一つとして検討してまいります。
投資の平準化に関する事項	公共下水道の管渠、マンホールポンプ、マンホールの蓋等の更新工事については、「田村市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、投資の平準化を進めてまいります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFI など)	PPP/PFI 等の民間活力の導入可能分野の有無を含めた活用の余地について、検討してまいります。
その他の取組	公営企業会計移行により整備した固定資産台帳を活用し、施設の現状把握と今後の財政経営計画の基礎数値とします。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	現状で当市の使用料水準は全国的に高水準であり、計画期間中の見直し予定はありませんが、消費税率改定などの法改正等があれば、適宜見直しを検討してまいります。
資産活用による収入増加の取組について	令和4年度からのし尿投入処理施設接続により、収入増加を見込んでいます。そのほか、所有資産の活用余地について検討してまいります。
その他の取組	策定時点において特記事項はありません。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など)	包括的民間委託について、本年度以前から検討を行ってまいりましたが、当市の規模・地理的条件等では費用が増加する結果となり、委託に踏み切れておりません。民間業者のノウハウ・創意工夫を活用することで、さらなる経営改善に繋げるため、計画期間中にも引き続き民間委託を実施できる余地がないか、検討してまいります。
職員給与費に関する事項	現在の総職員数は14名ですが、公共下水道会計で負担する職員給与費は業務係2名、施設係2名の計4名分を見込んでいます。平成31年4月の組織統合の際に人員削減を行いましたが、事業継続に必要な人員について適正な人員配置となるよう、適宜見直し・検討を行います。
修繕費に関する事項	管渠施設全体の持続的な機能確保及び経費の削減と平準化を図るため、「田村市下水道ストックマネジメント計画」に基づく点検・調査を実施していきます。

委託費に関する事項	包括的民間委託について、民間業者のノウハウ・創意工夫を活用することでさらなる経営改善に繋げるため、継続して検討してまいります。
その他の取組	策定時点において特記事項はありません。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	経営戦略の推進にあたっては、目標の達成状況を定期的・定量的に検証・評価し、実施手法の改善や計画の見直し等に反映させる進捗管理が必要です。 今後は3～5年に一度、進捗管理・見直し（ローリング）を実施します。また、計画からの大幅な乖離が生じた場合は適宜見直しを行います。
---------------------	---

(別添)投資・財政計画

投資・財政計画
(収支計画)

様式第2号(法適用企業・収益の収支)

[illegible]

投資・財政計画
(収支計画)

区 分		年 度	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
資本的収支	資本的収入	1. 企業標準化償還金	231,100	393,300	341,400	382,900	382,900	386,500	382,900	354,600	358,200	354,600
		うち資本費平準化償還金										
		2. 他会計出資金	330,606	187,823	259,572	281,267	284,038	281,878	283,445	305,158	299,663	297,471
		3. 他会計補助金		31,040	31,210	31,050	31,050	31,050	31,050	31,050	31,050	31,050
		4. 他会計負担金										
	資本的支出	5. 他会計借入金										
		6. 国(都道府県)補助金	177,330	112,860	213,940	153,900	153,900	153,900	153,900	153,900	153,900	153,900
		7. 固定資産売却代金										
		8. 工事負担金	24,969	20,900	25,750	25,550	25,550	25,550	25,550	25,550	25,550	25,550
		9. その他										
資本的収支	資本的収入	計 (A)	764,025	745,923	871,872	874,667	877,438	878,878	876,845	870,258	868,363	862,571
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額										
		1. 建設改良費	764,025	745,923	871,872	874,667	877,438	878,878	876,845	870,258	868,363	862,571
		うち職員給与費	458,694	449,000	549,000	542,000	542,000	542,000	542,000	542,000	542,000	542,000
		2. 企業償還金	22,664	34,000	34,000	34,000	34,000	34,000	34,000	34,000	34,000	34,000
	資本的支出	3. 他会計長期借入返還金	650,200	641,692	631,462	601,711	584,923	572,761	564,985	547,472	516,362	491,215
		4. 他会計への支出金										
		5. その他										
		計 (D)	1,108,894	1,090,692	1,180,462	1,143,711	1,126,923	1,114,761	1,106,985	1,089,472	1,058,362	1,033,215
		資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C)	344,869	344,769	308,590	269,044	249,485	235,883	230,140	219,214	189,999	170,644
資本的収支	資本的収入	1. 損益勘定留保資金	286,062	286,025	280,687	269,044	249,485	235,883	230,140	219,214	189,999	170,644
		2. 利益剰余金処分額	58,807	58,744	27,903							
		3. 繰越工事資金										
		4. その他										
	資本的支出	計 (F)	344,869	344,769	308,590	269,044	249,485	235,883	230,140	219,214	189,999	170,644
		補填財源不足額 (E)-(F)										
		他会計借入金残高 (G)										
		企業償還金 (H)	7,835,221	7,586,829	7,296,767	7,077,956	6,875,933	6,689,672	6,507,587	6,314,715	6,156,553	6,019,938
		〇他会計繰入金										
資本的収支	資本的収入	1. 企業標準化償還金	231,100	393,300	341,400	382,900	382,900	386,500	382,900	354,600	358,200	354,600
		うち資本費平準化償還金										
		2. 他会計出資金	330,606	187,823	259,572	281,267	284,038	281,878	283,445	305,158	299,663	297,471
		3. 他会計補助金		31,040	31,210	31,050	31,050	31,050	31,050	31,050	31,050	31,050
		4. 他会計負担金										
	資本的支出	5. 他会計借入金										
		6. 国(都道府県)補助金	177,330	112,860	213,940	153,900	153,900	153,900	153,900	153,900	153,900	153,900
		7. 固定資産売却代金										
		8. 工事負担金	24,969	20,900	25,750	25,550	25,550	25,550	25,550	25,550	25,550	25,550
		9. その他										
資本的収支	資本的収入	計 (A)	764,025	745,923	871,872	874,667	877,438	878,878	876,845	870,258	868,363	862,571
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額										
		1. 建設改良費	764,025	745,923	871,872	874,667	877,438	878,878	876,845	870,258	868,363	862,571
		うち職員給与費	458,694	449,000	549,000	542,000	542,000	542,000	542,000	542,000	542,000	542,000
		2. 企業償還金	22,664	34,000	34,000	34,000	34,000	34,000	34,000	34,000	34,000	34,000
	資本的支出	3. 他会計長期借入返還金	650,200	641,692	631,462	601,711	584,923	572,761	564,985	547,472	516,362	491,215
		4. 他会計への支出金										
		5. その他										
		計 (D)	1,108,894	1,090,692	1,180,462	1,143,711	1,126,923	1,114,761	1,106,985	1,089,472	1,058,362	1,033,215
		資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C)	344,869	344,769	308,590	269,044	249,485	235,883	230,140	219,214	189,999	170,644
資本的収支	資本的収入	1. 損益勘定留保資金	286,062	286,025	280,687	269,044	249,485	235,883	230,140	219,214	189,999	170,644
		2. 利益剰余金処分額	58,807	58,744	27,903							
		3. 繰越工事資金										
		4. その他										
	資本的支出	計 (F)	344,869	344,769	308,590	269,044	249,485	235,883	230,140	219,214	189,999	170,644
		補填財源不足額 (E)-(F)										
		他会計借入金残高 (G)										
		企業償還金 (H)	7,835,221	7,586,829	7,296,767	7,077,956	6,875,933	6,689,672	6,507,587	6,314,715	6,156,553	6,019,938
		〇他会計繰入金										

